

養蜂農家の皆様へ

# 蜜蜂の飼育に当たっての 留意点について

平成30年1月

農林水産省

生産局畜産部畜産振興課

# 蜜蜂の飼育動向

## 蜜蜂飼育戸数、蜂群数

(単位:戸、千群、群/戸)

区分	S60年	H7年	H17年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
飼育戸数	9,499	7,235	4,790	5,353	5,790	5,934	8,312	9,306	9,567	9,452	9,325
蜂群数	285	214	178	175	184	184	204	210	213	212	213
平均蜂群数	30.0	29.6	34.4	32.8	31.9	31.1	24.5	22.5	22.3	22.4	22.8

出典:畜産振興課調べ

各年とも1月1日現在

注:H25年以降は改正後の養蜂振興法に基づく届出数。

- 蜜蜂の飼育戸数及び蜂群数は、平成22年～27年まで増加傾向で推移。

(平成25年以降、届出義務を趣味養蜂に拡大。)

平成28～29年の飼育戸数は、前年と比較し減少。

- 平成29年の蜜蜂の飼育戸数は9,325戸、蜂群数は213千群。

(蜂群数は1月1日時点の調査で、春から増殖するたため、夏期には2倍以上になる。)

- 蜜源植物の植栽面積は、各植物とも減少傾向で、平成28年の植栽面積は、120.8千ヘクタール。

## 蜜蜂飼育戸数等の上位10県(H29年1月1日現在)

区分	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
飼育戸数	長野	和歌山	静岡	岐阜	愛媛	福島	埼玉	岡山	愛知	群馬
戸	557	514	455	366	338	336	330	323	317	314
比率(%)	6.0	5.5	4.9	3.9	3.6	3.6	3.5	3.5	3.4	3.4
蜂群数	長野	和歌山	沖縄	熊本	福岡	鹿児島	北海道	福島	岐阜	埼玉
千群	15.4	13.0	11.5	11.5	9.6	8.0	7.3	7.2	6.9	6.3
比率(%)	7.2	6.1	5.4	5.4	4.5	3.7	3.4	3.4	3.2	3.0

出典:畜産振興課調べ

## 蜜源植物の植栽面積

(単位:千ヘクタール)

区分	S60年	H7年	H17年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
みかん	143.7	87.6	62.1	52.8	52.4	51.3	43.8	39.4	34.9	31.9
れんげ	21.9	15.7	15.1	13.5	11.9	12.8	10.8	8.9	8.8	8.4
アカシア	7.6	8.5	8	7.1	9.3	8.6	7.5	7.9	6.2	5.0
りんご	45.2	35.5	29.6	6.3	23.8	23.4	22.1	21.5	21.2	20.6
その他	152.3	117.9	75.4	58.8	65.5	64.9	63.7	64.6	64.1	54.9
合計	370.7	265.2	190.3	138.4	162.9	160.9	148.0	142.3	135.2	120.8

出典:畜産振興課調べ

注:各県が1月から12月に蜜源として利用した植栽面積として把握しているものを集計。なお、一部の県では調査の中止や再開があるため、数値に連続性がないことに留意。

# 蜜蜂を飼育するにあたって

- ・ 蜜蜂を飼育する方は、養蜂振興法に基づき、届出が必要。
- ・ 限られた蜜源植物を、蜂群同士が争うことなく計画的に最大限利用するため、地域の蜜源植物の植栽状況に応じた適正な蜂群配置の確保に向けた調整が大切。

## 毎年、飼育届けの提出を

- ◎ 蜜蜂を飼育する方は、毎年1月末までに、飼育届を住所地の都道府県に提出する必要がある。

詳しくは、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

- ◎ また、養蜂業者の方は、都道府県を越えて転飼しようとするときには、2ヶ月前までに、転飼先の都道府県に許可申請する必要がある。

## 蜂群配置の適正化にご理解・ご協力を

- ◎ 地域の蜜源植物の状況に応じ、蜂群配置の調整が行われる。詳しくは、蜜蜂を飼育する場所の都道府県にお問い合わせください。
- ◎ 計画を超える蜂群数の増加や飼育場所の変更は、地域の適正な蜂群配置に悪い影響を与える。蜜蜂の計画的な飼育にご協力ください。

養蜂振興法に関する問い合わせ先 農林水産省生産局畜産部畜産振興課

TEL : 03-3591-3656

FAX : 03-3502-0887

メールアドレス : [beekeeping@maff.go.jp](mailto:beekeeping@maff.go.jp)

# 蜜蜂の転飼

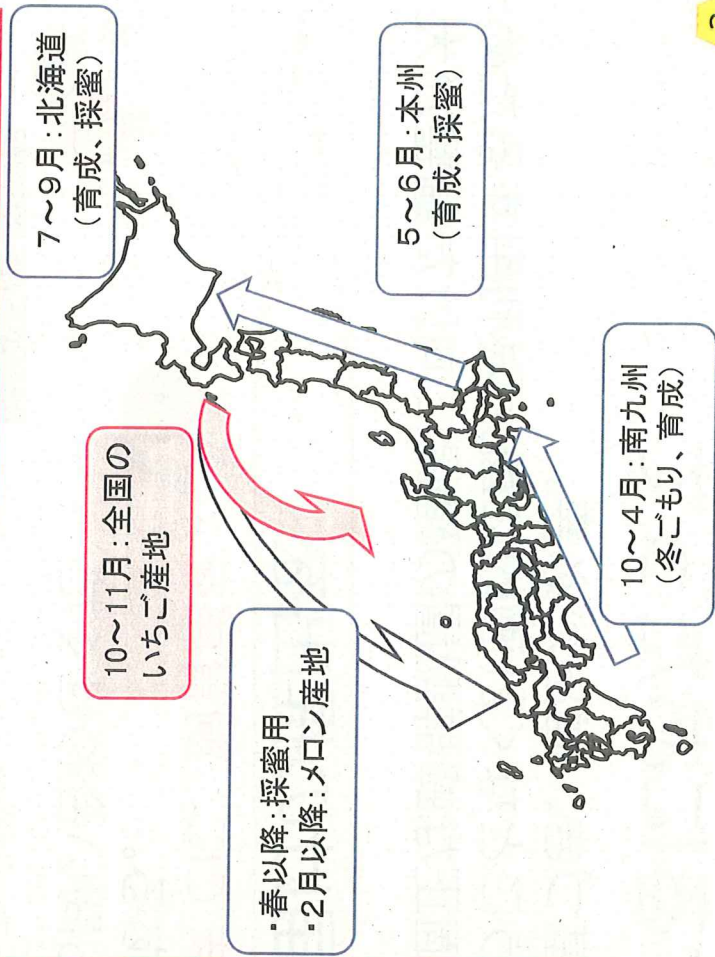
- ・ 転飼とは、蜂蜜もしくは蜜ろうの採取又は越冬のため蜜蜂を移動して飼育すること。各都道府県では、蜜源の利用に関して養蜂業者間で混乱を招かぬよう、あらかじめ場所や期間等を養蜂家から申請してもらい、調整を実施。

## 県外からの転飼

- ・ 県境をまたぐ移動の場合、「養蜂振興法」第4条に基づき、事前に移動先の都道府県知事の許可を得なければならぬ。
- ・ 許可の申請は、基本的に移動する2ヶ月前までに、
  - ①住所及び氏名
  - ②蜂群数
  - ③転飼しようとする場所及び期間等を記載した申請書を移動先の都道府県知事に提出する。

## 県内における転飼

- ・ 都道府県内における転飼は、都道府県が条例や指導基準等により調整するものである。



# 熊による被害の状況

- 熊による食害に伴う巣箱の破損被害は、熊の捕獲数が多い年に多い傾向。
- 熊による食害は一度起こると同じ地域で繰り返し被害が発生することから、被害を受けた地域での採蜜は困難となるため、都道府県が行う転飼調整が難しくなっている。

## 熊の捕獲数及び被害額の推移

年	熊の捕獲数	被害額
24年	3,369頭	2,743万円
25年	1,859頭	1,870万円
26年	4,167頭	4,266万円
27年	1,950頭	1,549万円
28年	3,787頭	2,063万円

出典：環境省「クマ類の捕獲数(許可捕獲数)」、日本養蜂協会構成員申告による「熊による養蜂業被害状況」  
 注：「熊の捕獲数」は年度、「被害額」は年次の値

ニホンツキノワグマ



熊による被害



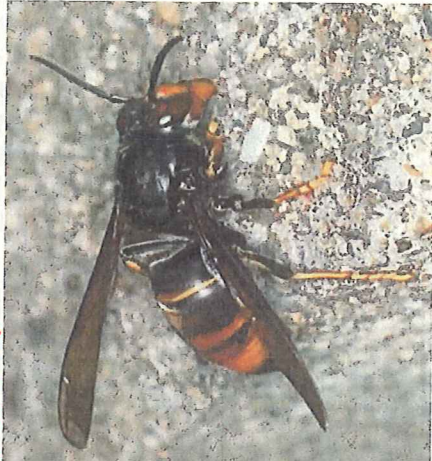
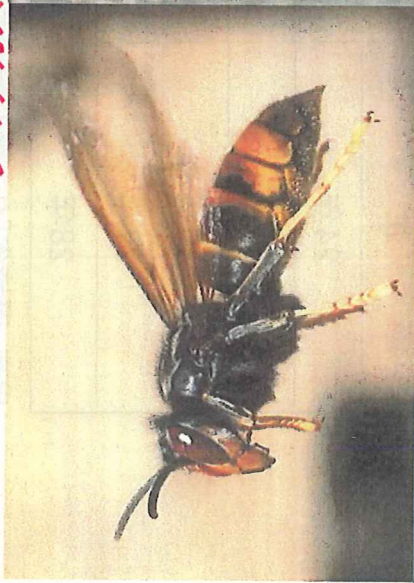
ヒグマ対策用の電気柵の設置



# 外来種であるツマアカスズメバチの概要

- 平成24年10月、長崎県対馬市において、国内で初めて確認（対馬市におけるツマアカスズメバチの生息域は、北部中心）。また、平成27年9月に福岡県北九州市で巣が1個、平成28年5月には宮崎県日南市で女王バチ1匹、平成29年9月には長崎県壱岐市で働きバチ2匹が確認・捕獲。
- 農林水産省では、養蜂家にツマアカスズメバチに関する情報を提供するとともに、注意喚起を実施。また、環境省にツマアカスズメバチの生息に関する情報を提供するため、養蜂家からの情報の提供を依頼している。

ツマアカスズメバチ



ツマアカスズメバチの巣



## ツマアカスズメバチの特徴

- ▶ 体は全体に黒っぽく腹部の先端がオレンジ色。体長は、女王バチ30mm、オス24mm、働きバチ20mm程度。
- ▶ オオスズメバチのようにミツバチの巣は襲わないが、**巣箱の前でホバリングして、帰巣してきたミツバチを空中で捕獲。**
- ▶ **樹木の高い位置に営巣することが多いのが特徴。**

## ツマアカスズメバチと疑ったらすぐに連絡！

- ▶ ツマアカスズメバチを見つけた時は、都道府県畜産関係課の養蜂担当者、都道府県養蜂協会、または下記まで連絡して下さい。

農林水産省 畜産部 畜産振興課

メールアドレス : [beekeeping@maff.go.jp](mailto:beekeeping@maff.go.jp)

TEL : 03-3591-3656

FAX : 03-3502-0887

# 腐蛆病とは

- ミツバチの幼蛆を侵す疾病。
- グラム陽性の有芽胞桿菌であるアメリカ腐蛆病菌：*Paenibacillus larvae*によるアメリカ腐蛆病、グラム陽性槍状レンサ球菌のヨーロツパ腐蛆病菌：*Melissococcus plutonius*によるヨーロツパ腐蛆病がある。
- 日本では両方とも家畜伝染病予防法上の法定伝染病。
- アメリカ腐蛆病では、病原菌の芽胞がミツバチの幼蛆に経口感染し、有蓋蜂児が主に死亡。幼蛆が存在する期間は常時発生。
- 巢板に、粘稠性で茶褐色の腐蛆、巢房蓋の陥凹や小孔がみられ、時に膠臭が発生。
- 腐蛆病の発生蜂群は焼却し、本病の蔓延を防止する。

# 腐蛆病の特徴と経済的影響

- 感染幼蛆の世話をする働き蜂、養蜂家や資材、盗蜂等から蜂群全体、近隣の蜂群への感染が起こる。
- 芽胞は抵抗性が強く、蜜中、土壌や資材等に40年以上残存している例がある。
- 蜂群の減少は、蜂蜜生産、農作物の花粉交配などに経済的影響を与える。  
(平成24年度のセイヨウミツバチの生産物の生産額は85億円、花粉交配の貢献額を合計した総生産額は1,699~2,085億円\*、腐蛆病0.1%の発生率で、年間約2億円の生産額減少可能性)

\*出典：ポリネーター利用実態等調査事業報告書平成26年3月

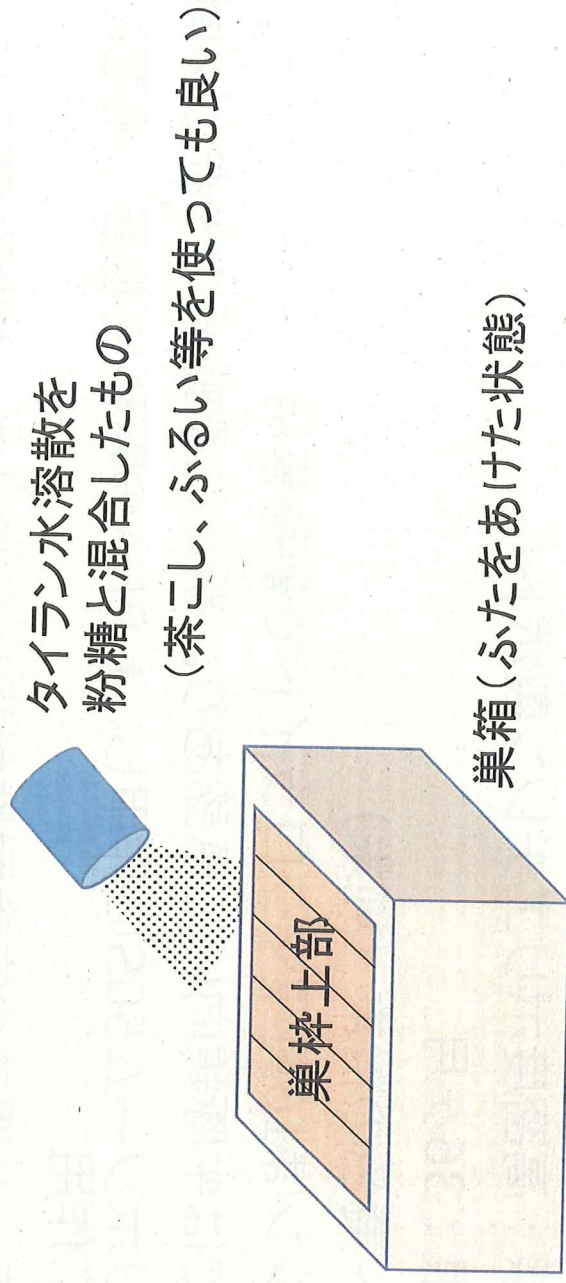


# 新たな腐蛆病予防薬の概要 (タイラン水溶解)

- 成分：タイロシン酒石酸塩
- 分量：100g(カ価) (1gカ価≒1g)
- 包装形態：高密度ポリエチレン製ボトル
- 有効期限：36ヶ月
- 微黄色～黄色の粉末（純末）
- タイロシンは16員環マクロライドで動物専用
- これまでには牛豚鶏向けに承認あり。新たに腐蛆病の予防が効能追加
- 細菌のリボソーム50Sに作用し、t-RNAの転移を阻害、細菌のタンパク合成に作用
- マクロライド間での交差耐性が認められるが、程度は薬剤により様々
- 原因菌を含むグラム陽性菌に広範かつ強い抗菌活性があり、*P. larvae* に対する耐性獲得等も知られていない
- テトラサイクリン系とは異なる作用機序で、テトラサイクリン系との交差耐性や共耐性は認められていない
- はちみつに対する残留基準値は0.2ppm
- 休薬期間28日で残留基準値をクリアできる残留性であることが確認されている

## 投薬の方法（イメージ）

- 育児箱1箱あたり、200 mgのタイラン水溶散を、20gの粉糖に混合、ただちに使用\*。週1回3週間、巣枠の上部に振りかける。



- \* 成虫として概ね4万匹程度の飼養規模の場合。
- \* 使用例：50箱分の場合、1kgの粉糖に10gのタイラン水溶散を混ぜて50等分し、使用。

# 使用にあたっての注意

- 用法用量を厳守すること（粉砂糖以外のものに混ぜた場合や用量を越えて投与すると残留事故の原因となります。）
- 集蜜期には使わないこと（食用に供するはちみつ及びその他の生産物の生産の28日より前に使用すること）
- 育児箱に使うこと
- 本剤を投与した育児箱内のはちみつ、ローヤルゼリーは食用にできません（抗生物質が残留しているため）
- 本剤の投与期間中又は休薬期間中は、採蜜用の継箱を置かない。やむを得ず継箱を置いた場合は、休薬期間終了後に継箱内のはちみつ、ローヤルゼリー等を取り除く（抗生物質が残留しているため、食用にできません）
- 腐蛆病の治療は出来ません（発生したら家畜保健衛生所にただちに通報してください）

使用に関するQ&Aは、農林水産省ホームページをご覧ください。  
<http://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/sonota/bee.html>

1911

1911

1911

1911

1911

1911

1911

1911